

和歌山県 商工会報

(題字:木村良樹和歌山県知事)

平成18年

11月号

(隔月1回1日発行)

定価30円

購読料は会費に含まれております

発行者：和歌山県商工会連合会 会長 岩崎健男
和歌山市西汀丁26番地 TEL073 (432) 4661 FAX073 (432) 3561
http://www2.w-shokokai.or.jp Eメール：info@w-shokokai.or.jp



鷺ヶ峰コスモスパーク

標高586.2mの鷺ヶ峰で咲き乱れるコスモス。秋風をいっぱいうけて
ゆれて、異空間を演出しています。

晴れた日には、山上から、有田川町(旧吉備町)と太平洋まで一望できます。

紙面紹介

- 1面 風車の町有田川「風車とコスモス」、ミニ情報、紙面紹介
- 2面 経営ワンポイントアドバイス～専門家に聞く～
- 3面 こんな事業所みつけた「抱壺庵」
- 4面 高齢者も暮らしやすいまちづくりに、e-taxの利用について、税を考える週間
- 5面 高齢者の医療費の自己負担が変わりました、飲んだら乗らない乗らせない～飲酒運転の根絶～、言葉より書面で確かな発注を～下請取引適正化推進月間～
- 6面 全国にむけて地域アピールを!!～新事業全国展開支援事業～「すさみ町商工会」、「串本町商工会」、(合)丸正酢醸造元が準大賞を受賞～大阪インターナショナル・ギフトショー～
- 7面 3000人が集結、商工会の重要性を訴える～第46回商工会全国大会の開催～、東武百貨店(池袋店)に4事業出展～和歌山フェア～、わかやまフィルムコミッション祭
- 8面 各種共済制度、各種検定試験の結果等、イベントの案内「びんちょうたん里山体験ツアー in みなべ町」、県連行事予定メモ、金利のお知らせ

ミニ情報

【11月】

- ◆全国青少年健全育成強調月間
- ◆下請取引適正化推進月間
- ◆職業能力開発促進月間
- ◆ゆとり創造月間
- ◆JAS普及推進月間
- ◆伝統的工芸品月間
- 3日(金)◆文化の日
- 9日(木)◆「119番」の日
◆秋季全国火災予防運動
(～15日)
- 10日(金)◆技能の日
- 11日(土)◆税を考える週間
(～17日)
- 23日(木)◆勤労感謝の日

【12月】

- ◆地球温暖化防止月間
- 1日(金)◆歳末たすけあい運動
(～31日)
- 4日(月)◆人権週間(～10日)
- 8日(金)◆針供養
- 10日(日)◆世界人権デー
- 23日(土)◆天皇誕生日
- 25日(月)◆クリスマス
- 31日(日)◆大晦日

中小企業の経営革新について

長かった不況から、少しは日がさしてきた感のある今日この頃ですが、業種などによっては依然として厳しい経営状況下にある会社も多くあります。

また、伸びてきている会社にあつては、今までの経営のやり方を変え、場合によっては新しい業種にチャレンジするなど、「新しい変化に挑戦」されている会社も増えてきています。

このような「新しい事業の変化」「経営革新」に挑戦しようという会社を全面的にバックアップし、日本経済の発展につなげていこうとする試みが「経営革新計画の承

専門家へ聞く▶▶▶▶▶



ワンポイント
経営
アドバイス

税理士・中小企業診断士
社会保険労務士

水城 実 氏

水城会計事務所
〒640-8227 和歌山市西汀丁26番地
県経済センタービル7階
☎073 (428) 8151 info@mizuki-acc.jp

認」(中小企業新事業活動促進法)です。

承認の基準と実績

「経営革新計画の承認」とは、会社が、新しい事業目標を設定し、遂行していくにあつて、「一定の基準」を満たせば、それを県として承認し、支援していこうという内容です。認定基準は以下のとおりです。

基準その一・その新事業(新しい取り組み)が「県内では初めて」の試みであること

ここで、新しい取り組みとは商品、サービスの開発や、新しい仕事の仕組み(ビジネスモデル)など、幅広い内容が含まれます。

基準その二・「付加価値」「経常利益の伸び率」が一定以上の計画であること。

計画は、三年から五年で作成します。平均して「付加価値」で年3%、「経常利益」で年1%の伸びが必要とされます。

これらの基準を満たせば、晴れて承認に向けての申請が可能となつてきます。

承認のための手続き

和歌山県の場合、一般的な手続きのステップ例は、以下のとおりです。

- ① 商工会等から情報を収集します。経営革新の制度についてまとめた資料としてガイド冊子(「今すぐやる経営革新」中小企業庁編

平成18年度版)があります。これは最寄りの商工会に置かれていますので、一度お問い合わせ下さい。

② (財)わかやま産業振興財団の相談窓口を訪問します。

(財)わかやま産業振興財団が、最初の相談受付機関となつています。担当者へアポイントを入れ、ご相談下さい。

申請書類なども提供いただけます。

③ 経営革新計画書の作成

(財)わかやま産業振興財団や、商工会のアドバイスをいただきながら、計画書を書き上げます。専門家のアドバイスが必要なときは、無料で申請のお手伝いをしてくださる制度(シニアアドバイザー制度)がありますので、ご利用下さい。

④ 県工業技術センターでのヒアリング

計画の内容について、技術面での裏付けなどを確認するために、ヒアリング審査が行われます。

⑤ 審査会(非公開)の開催

外部審査委員による厳正な審査が行われます。

承認のメリット

承認のメリットとして主なものは以下のとおりです。

- (1) 税制面での優遇措置
同族会社の留保金課税の停止、設備投資減税などの措置が受けられます。
- (2) 保証・融資の優遇措置
信用保証協会付きの融資、国民生活金融公庫など政府系金融機関からの融資で優遇されています。

(3) 補助金・投資
経営革新補助金、ベンチャーファンドからの投資の可能性が期待できます。

(4) 販路開拓の支援
数々の販売機会のチャンスが提供されます。

(5) その他
特許料の減免措置などがあります。

承認に向けてのルール

しかし、ここに挙げられている以上に、国の法律に基づく、県の承認というところで、信用力が増す、会社の知名度が上がる、ビジネスチャンスが広がる、などが大きな魅力の一つとなっています。

経営革新企業としての承認を受けたことが一つのきっかけとなり、全国に、世界に、羽ばたいていかれている会社もあります。

新しい事業を計画されている皆様は、ぜひ経営革新の制度に挑戦され、大きなチャンスをつかんでください。

財団法人わかやま産業振興財団
http://www.yarukionendan.jp/
電話073 (432) 3412

お問い合わせは、近くの
商工会または県商工会連
合会へ

こんな事業所 みつけた!!

ほうこあん 抱壺庵



代表
小出勝彦氏

◎ お店の紹介をしてください。
昭和47年10月に創業し、今年で35年目になります。

◎ くじらの町・太地町は、捕鯨発祥の地ということもあり、私もくじらの町にあやかり、「くじら」をデザインした郷土民芸品や民芸陶器を製造、販売している民芸工房です。

◎ 座右の銘やスローガンに揚げている言葉があれば教えてください。

◎ 私のスローガンは、「遊び心」です。お客様が「楽しい」と考える民芸品を作る。このことを第一に考えて製作しています。

◎ 主にどんな民芸品を製造していますか。また何種類ぐらい製造していますか。

◎ 当工房の製品はすべて手作りのオリジナル商品で、土鈴、オカリナ、風鈴、お香入れ、時計、箸置き等があり、全部で17種類あります。予約していただ

「遊び心」を大切に・・・ あなた好みの民芸品を作ってみませんか??

ければ、表札の注文もお受けいたします。(写真参照)
◎ ユニークな商品があれば紹介して下さい。

◎ 「くじらのおなら」という民芸品です。ネーミング的に違和感がありますが、龍涎香(ことば参照)を成分分析し、合成した香りをつけている商品で、ほのかな香りを楽しめます。

◎ 11月28日～29日に東京都池袋サンシヤインシティで開催されます「ふるさと見本市2006」の展示商談会に香りの民芸品として、出展予定をしています。

◎ 主な取引先や販売方法等は、主に製造卸で、紀南全域のホテルや旅館、みやげもの店、白浜空港、駅の売店(那智勝浦駅のみ)等で販売しています。

◎ おみやげを売っている所にはほとんど置いてあると思います。今後は、ネット販売もしていく予定です。

◎ 何か特別な取り組みをされていることがあれば教えてください。

◎ 郷土民芸品の体験絵付のメニューを用意しています。

◎ 体験絵付の所要時間は、約30分で、塗料は速乾性の水性ペイントを使用しておりますので、でき上がりはそのままお持ち帰り頂けます。



民芸品は色んな色んなモチーフにしたものが多いです。くじらの小さいものが手前。

◎ 絵の具や筆等、絵付に必要な用具もすべて用意しております。
◎ 本工房では、一度に20名までお受けできますが、20名を越える団体様等の場合は出張もいたします。



楽しそうに体験絵付をする学生達

◎ ゴールデンウィークや夏休み、冬休み等には、くじら博物館の館内で体験していただけます。

◎ 今、修学旅行や学校遠足の体験イベントとして人気急上昇となっております。一度体験してみてください。

◎ 一番思い出に残る経験があれば教えてください。また、いままで、ご苦労されたことは何ですか。

◎ 20年前に「吉祥鯨土鈴」で日本観光協会会長賞を頂き、10年前には「くじらのおなら」でもう一つ上の日本商工会議所会頭賞を頂きました。

◎ 当初8名で商品開発、アイデア等を持ち寄って試作品を製作していましたが、製作する者が良い商品と思っても、実際に店頭で並ぶと売れないというのが事実で試行錯誤の毎日でした。

◎ 3分の1は、商品としての価値がないという事で消えてしまっています。

◎ 商工会をどのように活用していますか。
◎ 現在、商工会会長を務めさせて頂いています。日々、大変ですが、頑張っています。

◎ また、商工会を通じて、県商工会連合会事業のエキスパートバンクやシニアアドバイザー事業を活用し、専門家にコンサルティングをお願いしています。さらに、商工会のホームページを活

用し、当工房の商品を紹介していただいているほか、決算や記帳等の指導もしていただき、フルに活用しています。

◎ お店の今後の展望や課題、チャレンジしたいことなどあれば教えてください。

◎ 観光産業も著しい低迷が続き、このままでは、観光地が衰退してしまいます。それに伴い、民芸品も土産物として売れなくなってしまう。

◎ そこで、南紀熊野体験博、熊野古道を含む世界遺産登録等、最近の観光客、特に若い世代の方は体験観光に興味を持っていくという所に着目し、もっと体験メニューを増やしていこうと思っています。

◎ いろいろな体験を通して、太地町の良さをアピールしたり、地域の活性化にもつながっていくのではないかと考えます。

ことば参照

◎ 龍涎香(りゅうぜんこう)：雄のマッコウ鯨の腸の中にできる、黒褐色の塊のことである。龍涎香は、マッコウ鯨の腸の中だけでなく、時には排出されて海に浮かんでいたり、浜辺に打ち上げられたりしています。それを拾った人は一財産をつくったと言われるほど高価なもの。



看板(写真上) 手作り(写真下)

民芸工房 ほうこあん 抱壺庵

住所：〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町太地2173-1

TEL：0735-59-2879

営業時間：AM9:00～PM4:00 (体験絵付のみ要予約)

高齢者も暮らしやすいまちづくり

まちづくり三法（大規模小売店舗法、中心市街地活性化法、都市計画法）の一つである都市計画法が建築基準法とともに改正された。中心市街地のいろんな施設が有効に利用されるよう都市機能を構造的に改善し、人口減少や高齢化社会にふさわしいまちづくりを目指すこととしたもの。施行日は、平成19年11月30日で内容は次のとおり。

人口減少・高齢社会を迎え、都市計画法は、大きな時代の転換期にある。

モータリゼーションの進展等を背景として、都市機能の無秩序な拡散が加速化し、中心市街地の社会資本が有効利用されない状況下にある。

その結果、高齢者等が病院などの公益施設に歩いて行くことができなくなるといった問題も。また、郊外では、新規の公共投資が必要になるといった公共投資の非効率性、環境負荷の増大などの問題が生じている。

今後、これらの問題について地域の主

体的な判断により的確に対応するため、都市構造に広域的に大きな影響を与える大規模集客施設や公共公益施設について、都市計画の手続を経て地域の判断を反映させた適切な立地を確保することとなった。

都市の秩序ある整備を図るため、大規模集客施設に係る立地制限の強化、準都市計画区域制度の拡充並びに開発許可制度における大規模開発及び公共公益施設に係る取り扱いの見直しを行い、手続きの円滑化等を講じ、都市機能の適正な立地をコントロールすることとしている。

都市計画法・建築基準法の一部改正

人口減少・超高齢社会にふさわしいまちづくりを実現するため、以下の措置を講じる。特に、広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設（法律では「特定大規模建築物」と定義）の立地に当たっては都市計画手続を経ることとし、地域の判断を反映した適切な立地を確保する。

- 市街化区域、用途地域における立地規制**
大規模集客施設が立地可能な用途地域を見直し、現行の6から3へ限定。
- 非線引き白地地域等における立地規制**
非線引き都市計画区域、準都市計画区域内の白地地域では大規模集客施設は原則立地不可。
- 用途を緩和する地区計画制度の創設**
上記（1）（2）により規制強化される用途地域及び非線引き都市計画区域内の白地地域においては、大規模集客施設の立地も認めうる新たな地区計画制度（開発整備促進区）を創設。
- 準都市計画区域制度の拡充**
農地を含む土地利用の整序が必要な区域等に広く指定できるよう、準都市計画区域の要件を緩和するとともに、指定権者を都道府県に変更。
- 都市計画手続等の円滑化、広域調整手続の充実**
一定の開発事業者が都市計画提案を行えるよう、都市計画提案権者の範囲を拡大。また、広域調整の強化のため、都道府県知事が市町村の都市計画決定等に対する協議同意を行う際に、関係市町村から意見を聴取できることとする。
- 開発許可制度の見直し**
市街化調整区域内の大規模開発を許可できる基準を廃止し、病院、福祉施設、学校、庁舎等の公共公益施設を開発許可等の対象とする。

現行（店舗）		改正後		
50㎡超不可	第一種低層住居専用地域	同左	用途地域	
150㎡超不可	第二種低層住居専用地域			
500㎡超不可	第一種中高層住居専用地域	同左	用途地域	
1,500㎡超不可	第二種中高層住居専用地域			
3,000㎡超不可	第一種住居地域	制限なし※	用途地域	
制限なし	第二種住居地域			大規模集客施設については、用途地域の変更又は用途を緩和する地区計画決定により立地可能
	準住居地域			
	工業地域			
	近隣商業地域			
商業地域				
用途地域の変更又は地区計画（再開発等促進区）決定が必要	準工業地域	同左	用途地域	
	工業専用地域同左			
原則不可 ただし、計画的な大規模開発は許可 （病院、福祉施設、学校等は開発許可不要）	市街化調整区域	大規模開発も含め、原則不可 地区計画を定めた場合、適合するものは許可 （病院、福祉施設、学校等も開発許可を必要とする。）	用途地域	
制限なし	非線引き都市計画区域、準都市計画区域の白地地域	大規模集客施設については用途地域の指定により立地可能。また、非線引き都市計画区域では、用途を緩和する地区計画決定でも立地可能	用途地域	

大規模集客施設：床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。
※ 準工業地域では、特別用途地区を活用。特に地方都市においては、これを中活法の基本計画の国による認定の条件とすることを基本方針で明記。

税務署からのお知らせ

税を考える週間

「少子・高齢社会と税」

国税庁では、11月11日～17日の間、「税を考える週間」として国民各層により能動的に税の仕組みや役割等を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を深めてもらうことを目的に集中した広報活動を行います。

本年度のテーマは「少子・高齢社会と税」です。少子・高齢社会の日本。税の「今」を知りこれからを考えてみませんか。

申告も納税もパソコンで

「e-Tax」の利用

e-Taxとは、税務署に行くことなく、自宅やオフィスから、インターネットを利用して申告や納税、さまざまな申請・届出などができる便利なサービスのことで。

特に、源泉所得税の毎月納付など回数が多い手続では、金融機関などの窓口と並ぶ必要もなく、いつでも便利なサービスです。

「利用できること」

- 所得税、法人税、消費税の申告。酒税や印紙税の申告。
 - A T Mやインターネットバンキング等を利用して、すべての税目の納税。
 - 青色申告の承認申請、納税地の異動届、電子納税証明書、の交付請求など納税に関する申請・届出等の提出。
- 「利用できる方」
- 1 税務関係の手続を行う納税者の方

「利用するために必要なもの」

- 1 パソコンとインターネットが利用できる環境
- 2 電子署名用の電子証明書

「利用の流れ」

- 1 開始届出書を納税地の税務署長に送信。
- 2 電子署名を行うための電子証明書を取得。
- 3 開始届出書送信後、e-Taxを利用するために必要なe-Taxソフト（CD-ROMやホームページからのダウンロード）や利用者識別番号等の記載された通知書の受領。
- 4 e-Taxソフトをインストールし、暗証番号の変更や電子証明書の登録。（セキュリティには万全の体制）

「個人情報の保護」

1 通信データを暗号化して情報のやり取りを行うので、外部からの攻撃や不正アクセスから情報を守る。

「なりすましの防止」

- 1 本人になりすまされた、いやがらせやいたずらを防止。
- 2 通信途中で通信データが改ざんされていないことを確認。

「不正使用の防止」

システムに接続したままで、長時間離席された場合等に、他人に利用されにくい仕組みとして、一定時間アクセスがない場合に、自動的にログアウト。

詳しくは、<http://www.e-taxnra.go.jp/44>

高齢者の医療費の自己負担が 変わりました！

平成18年10月1日から70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みに所得のある人の自己負担割合が3割負担となりました。

また、70歳以上または老人保健で医療を受ける人は、同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請することにより、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として国より支給され、その自己負担限度額が左表のとおり一部引き上げられました。

併せて、療養病床に入院する70歳以上または老人保健で医療を受ける人は、これまで食材料費相当（二万四千元）のみを負担していましたが、10月1日から食費（四万二千元）と住居費（一万元）を負担することになりました。

70歳未満の方

	自己負担限度額
上位所得者 (月収53万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円) ×1%<83,400円>
一般	80,100円+(医療費-267,000円) ×1%<44,400円>
低所得者 (住民税非課税者等)	35,400円<24,600円>

70歳以上の方

	外来 (個人ごと)	自己負担限度額
現役並み所得者 (月収28万円以上、ただし 収入520万円未満等の場 合、届出により一般扱い)	44,400円	80,100円+(医療費- 267,000円)×1% <44,400円>
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非 課税者等)	II	24,600円
	I (年金収入80 万円以下等)	8,000円

飲んだら乗らない乗らせない ～飲酒運転の根絶～

1. 業務上車輛等を運転する者は、酒気を帯びては絶対に車輛等を運転してはならない、また、酒気を帯びた者に運転させてはならない。
2. 酒気を帯びて運転するおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならない。
3. 「飲酒運転は絶対にしない、させない」という意識を再確認し、徹底する。

(出典：国の中央交通安全対策会議交通対策本部より)

紀の川市内5商工会が 飲酒運転根絶を求め活動

紀の川市内の5商工会（打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町）は、同市内の飲食店及び代行運転業者並びにタクシー業者の協力を得て、年末年始の忘年会、新年会の時期に「飲酒運転根絶推進事業」を行う。同事業は、飲酒運転根絶のための啓発活動と、飲食店と共同して利用券を発行し、飲酒運転をさせない代わりに運転代行業者、タクシー業者の利用を促すもの。

参加登録等の詳細については、紀の川市内の各商工会へ

言葉より 書面で確かな発注を ～11月は下請取引適正化推進月間です～

親事業者と下請事業者との取引（下請取引）については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為などのルールが定められています。国では定期的に下請取引の実態を調査するなど下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法
【親事業者の義務】
・取引条件等を記載した注文書の交付
・下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
・下請代金の支払期日を定めること
・遅延利息の支払
【親事業者の禁止行為】
・受領拒否
・下請代金の支払
・下請代金の減額
・返品
・買いたたき
・報復措置
・有償支給原材料等の退却の早期決済
・割引困難な手形の交付
・不当な経済上の利益の提供要請
・不当な給付内容の変更・やり直し



下請中小企業振興法

【振興基準】

- ・下請業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- ・親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
- ・下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- ・対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- ・下請事業者の連携の推進

お問い合わせ 公正取引委員会 取引部企業取引課
03-35581-3373 (ホームページ <http://www.jftc.go.jp>)

全国にむけてアピールを!!

「小規模事業者新事業全国展開支援事業」

平成18年度から経済産業省において「地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）」が創設され、全国各地で取り組み中です。地域の資源を使った新たな製品の開発や全国的な販路開拓、観光開発といった取り組みに対する幅広い支援事業です。この補助事業は、全国商工会連合会及び日本商工会議所が国から補助金の交付を受け、全国の商工会、商工会議所が小規模企業と協力して進める特産品開発や観光資源開発及びその販路開拓などの支援や全国的な商談・展示会の開催等によるマッチング支援を行うものです。本年度、和歌山県内の商工会では、すさみ町、串本町の2カ所が実施しています。その内容については次のとおり。

トッピー商品とわくわくもっと発見!〜串本町商工会〜

昨年11月に串本沿岸海域のサンゴ群生域がラムサール条約に登録され、貴重な海の資源が存在する串本を全国に知ってもらおうと同商工会がこの事業に取り組みこととなった。海の資源の中でも本町がブランド化を進めている「トビウオ」をはじめ、黒潮の育む魚介類や金柑、明日葉など健康をコンセプトに新体験メニューを開発する。

特にトビウオに係る新商品・新料理づくりや「トビウオ漁体験ツアー」、「トビウオすくい取り体験」などを企画・実施し、「見て、食べて、体験して、ショッピング」をテーマに地域振興や活性化に繋げることを目的としている。

併せて、本年度教科書に採用されたトルコとの115年にも及ぶ友好関係の歴史も紹介していく。

「ケンケンかつお・黒潮の恵み」コラボレーション事業〜すさみ町商工会〜

「ケンケンかつお」を利用した新たな商品・サービスの開発やIT活用を含めた情報発信を行うことよって、「けんけんかつお」の全国的なブランド化とその確立を目指すとしている。

また、すさみ町の基幹産業である漁業が潤うことにより、消費の拡大や新規雇用の増加等、地域の活性化に繋がることを目的としている。

戦略としては、「黒潮の恵み・コラボレーション委員会」を設置し、商品部会、味覚ツアー部会、体験ツアー部会、販路開拓部会をつくり地域をあげての事業を行う予定。そして、ブランド化に向けて品質管理を徹底し、大都市圏への販路開拓を進めることや地元ユニークな味覚ツアー等のイベント（下記囲み参照）を行うことで、高付加価値を目指す。

「イセエビ列車」と「いせえびバス」が走ります!!

JR西日本・日本旅行の協力を得て、「南紀すさみ・イセエビ号」にて、11月27日(月)と28日(火)大阪天王寺からの「イセエビ三味の旅2日間」のモニターツアーを実施する。車中ではイセエビ学講座を開設、特産品の当たる抽選会、名物さんま寿司他の昼食、周参見駅ではイセエビ汁やイノブータン大王が歓迎。(募集定員120名・要予約)

また、大阪府寝屋川市からすさみ町まで10月18日～12月29日の毎週水・金曜日に専用バス「いせえびバス」を運行(有料・要予約)。

詳しくは、すさみ町商工会 TEL: 0739-55-2293



(名)丸正酢醸造元が グルメコンテスト準大賞を受賞

9月26日(火)〜29日(金)大阪市「マイドームおおさか」において第36回大阪インターナショナル・ギフトショーが開催された。

同ギフトショーは、大阪・東京・福岡の3会場で開催され、全国連の小規模事業者新事業全国展開支援事業の一環として販路開拓コーナーを設けられたもので、百貨店、スーパー、ホテル、レストラン等の関係者の約5万4千人が来場し、全国から特産品等の販売業者31企業が出展し、同関係者との商談を行った。

本県からは、(名)丸正酢醸造元と(株)紀州細川の2事業者が出展し、期間中に丸正酢醸造元は約70件、紀州細川は約60件の商談を行った。

併せて、新製品、販促品、グルメ、ディスプレイ等のコンテストを行い丸正酢醸造元の「ふるさと手造り銘品集」がグルメコンテストの準大賞を受賞した。



販路開拓コーナーで商談に頑張る(合)丸正酢醸造元

3000人が集結、商工会の重要性を訴える

～第46回商工会全国大会の開催～

11月30日(木)、経済産業大臣をはじめ、全国の主たる国会議員を迎え、第46回商工会全国大会が東京都渋谷・NHKホールで開催される。

この大会は、全国の商工会会長等約三千名が参加することにより、商工会が果たしている役割の重要性を認識し、「小規模企業へのきめ細かい支援サービスや地域活性化事業を継続していくるよう、各都道府県が従前どおり小規模企業対策の予算措置をし、確実に執行すること」をめざして全国的な陳情活動につなげることをしている。

併せて、国が直轄予算として措置している事業については、大幅な拡充を図ることを強く要望する。

一方、商工会組織強化においては、会員増強運動等の取組強化や商工会同士の合併・広域連携等による支援機能強化などを決意する。

また、経営改善普及事業に功績のあった団体及び個人が中小企業庁長官及び全国商工会連合会会長の表彰が授与される。

本大会の前日には、県連合会正副会長及び専務理事が本県選出の国会議員に陳情を行い、商工会がより一層奮起できるような環境づくりをお願いする。

決意表明の予定項目

- 一、小規模企業支援事業の確実な執行・支援体制の再構築
- 二、中小企業政策、税制・金融制度等の拡充
- 三、均衡あるまちづくりへの支援と地域間格差の是正
- 四、会員増強運動等の取組強化
- 五、商工会同士の合併・広域連携等による支援機能強化

東武百貨店(池袋店)に4事業所出展

和歌山フェア

11月23日(木)～29日(水)の7日間、東京都「東武百貨店池袋店」中央館地下2階「ひとあじや」において、和歌山フェアを開催する。

同フェアは、昨年度までは全国商工会連合会と各都道府県商工会連合会の主催で東京都「池袋サンシャインシティ」で行っていた「全国物産展」が廃止されたことに伴い、本会が和歌山県の協力のもと新たな販路開拓等の支援を行うことを目的に実施するもの。

本年度は、(株)大覚総本舗、(名)丸正酢醸造元、井上梅干食品(株)、(有)紀州梅丸の4事業所が出展する。本会ではこれを一つの試金石として県産品の販路拡大につなげていく方針である。

ねえみんな、この金額に目を留めて!

和歌山労働局では、和歌山県最低賃金を時間額652円に改定し、平成18年10月1日から適用しています。

◎最低賃金は、常用労働者のみでなく、臨時・パート・アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

◎最低賃金には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・賞与等は含みません。

わかやまフィルムコミッション祭～映画とふれあう2日間～

- 1 日時 11月18日(土)13:00～17:30 映画「紀ノ川」
19日(日)10:00～12:00 映画「折り梅」
13:00～17:30 映画「海と夕陽と彼女の涙ストロベリーフィールズ」
- 2 場所 橋本市産業文化会館(アザレア)
- 3 整理券入手方法
 - ・往復はがき、FAX、Eメールに希望する映画の題名・氏名・住所・電話番号を記入し、和歌山県観光連盟「映画イベント係」へ申し込み下さい。(先着順)
 - 和歌山県観光連盟：〒640-8585 和歌山市小松原通り1-1
電話 073-441-2775 FAX 073-432-8313 E-MAIL wakankou@basil.ocn.ne.jp
 - ・整理券配布は、和歌山県観光連盟、橋本市役所商工観光課、橋本商工会議所、高野町商工会、那賀振興局産業総務課へ



株式会社 損害保険ジャパン

和歌山総合支社

〒640-8331 和歌山市美園町3-32-1 TEL.073-433-0400

アフラックの
「がん保険」+「MAX」
は病気もケガも保障します。



21世紀がん保険+特約MAX21

【募集代理店】ノイエス 株式会社
〒640-8227 和歌山市西汀丁36和歌山商工会議所2F

ノイエスコールセンター 0120-13-8400

【引受保険会社】アフラック(アメリカンファミリー生命保険)
近畿営業本部 和歌山支社

加入しませんか。商工会の共済制度に！

医療共済制度

貯蓄共済制度

★ 加入申込受付中 ★

♥ 幸せなこと・・・それは大きな安心があることです ♥

☆ 医療共済が新しく生まれ変わりました ☆

- ◇ 入院時4日の免責が・・・日帰りからOKに。
- ◇ 入院通算700日が・・・1095日に。
- ◇ 年齢制限満69歳6カ月以下が・・・79歳6カ月まで継続が可能に。
- ◇ 死亡保険金10万円が・・・100万円にグレードアップ。
- ◇ 毎月の保険料も低額となりご加入いただきやすくなりました。

◆ 制度の特色

- ☆ 公的医療保険を補完する新しいタイプの保険です！
- ☆ 24時間、病気やケガによる入院を補償！
- ☆ 配偶者、子供と、家族ぐるみで加入できます！
- ☆ 審査が無く、簡単な告知のみで加入できます！

◆ 加入プラン

本人・配偶者プラン	新プラン	Aプラン	Bプラン	こどもプラン
入院給付金	日額8,000円	日額7,000円	日額5,000円	日額3,000円

- 少ない掛け金で、増える貯蓄
1口月額 2,000円
- いざという時の確かな保障
1口最高死亡保険金 100万円
- 低利で便利な融資 最高 1,000万円

◇ 交通傷害保険

貯蓄共済加入と同時にわずかな保険料で、交通傷害保険に加入できます。

万が一死亡した時 1口 1,014,000円
(ケガで180日以内の死亡)

入院した時 1日 1,000×日数×口数
(入院日数180日が限度)

通院した時 1日 666円×日数×口数
(実通院日数90日が限度)

保証期間 各保険金とも事故日から180日以内。

～詳しくは、お近くの商工会にお尋ねください～

労使で就職の支援をします 和歌山県地域労使就職支援機構

事業内容 就職面談会の開催、職業能力開発、向上訓練、新卒予定者への就職支援
継続雇用等雇用促進への取り組み、ミスマッチ解消その他雇用・就職に関する事業

構成団体 連合和歌山・経営者協会・商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会

当機構は「無料職業紹介」を行っております。詳しくは支援機構まで
〒640-8227 和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)
TEL: 073-402-2111 FAX: 073-425-5086
Eメール: roushi.s.s.k@carrot.ne.jp
URL: http://www.waroushi.jp

● イベント情報 ●

11月18日(土)～19日(日) 「びんちょうタン里山体験ツアー-inみなべ町」

ほのほのとした昔懐かしい雰囲気奥地里山で、備長炭の窯出し体験や森づくりなどの6つの体験を仲間と楽しみませんか!!

集合場所: 紀州備長炭振興館

参加定員: 50名

特別参加: (株)アルケミスト・漫画家 江草天仁先生

詳しくは、みなべ観光協会TEL0739-72-4949まで。

連合会メモ

11月

1日 近職協会会員研修会(大阪市)

8日 特許相談会(岩出市)

10日 全青連スポーツ親睦事業野球大会(尼崎市)

12日 経営革新塾(白浜町)

15日 県連正副会長会(和歌山市)

16日～17日 商工会基本能力研修会(田辺市)

19日 珠算検定(当該地域)

23日～29日 東武物産展(東京都)

26日 経営革新塾(白浜町)

28日～29日 新事業全国展開支援事業(東京都)

30日 商工会全国大会(東京都)

12月
1日 簿記検定(和歌山市)

3日 経営革新塾(白浜町)

7日～8日 補助員等研修会(商工会議所主催)(白浜町)

14日～15日 全職協下期研修会(東京都)

18日 美容技術講習会(海南市)

合格おめでとう

〔珠算検定〕

第142回全国商工会珠算検定試験(平成18年9月17日実施)は、県内で8名の方が受験され、うち合格者は7名でした。

金利のお知らせ

(平成18年11月1日現在)

商工貯蓄共済融資制度: (年1.25%)

信用保証料: (年1.35%)

小企業等経営改善資金融資制度: (年1.00%)

国民生活金融公庫普通貸付基準利率: (年1.30%)

セーフティネット貸付(基準利率): (年1.30%)

カタチにします。ときめき・キラメキ・おもてなし 近畿日本ツーリスト

和歌山支店 ☎(073)431-7221

〒640-8044 和歌山市板屋町22(大同生命ビル1F)
支店長 川内野 武

■営業時間/平日 10:00～18:00 土曜 10:00～18:00
日曜・祝日は休業

国土交通大臣登録旅行業第20号 ㈱日本旅行業協会正会員



がんばる企業を「信用保証」で応援します。
広がる夢のおこつだい

和歌山県信用保証協会

http://www.cgc-wakayama.jp/

本 所: 〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地 TEL.073(423)2255(大代表)
田辺支所: 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘24番15号 TEL.0739(22)4666(代表)

